

自動車税の滞納者に対し、給与の差押えを本格的に実施！

～自動車税滞納整理強化期間の取り組み～

平成26年2月26日
千葉県総務部税務課
TEL 043-223-2126

千葉県は平成25年12月から平成26年3月までを自動車税滞納整理強化期間とし、財産調査や自動車の差押えに積極的に取り組んでおります。

給与の差押えに向けて、滞納者に対し、勤務先を明記した催告書を13,459通発付し、完納等に至らなかった**5,359人に対し勤務先へ給与照会を実施しました。**

いまだ納付のない方に対しては、順次差押えを行ってまいります。

1 給与の差押えに向けた取り組み（平成26年2月14日現在）

- ・勤務先明記の催告書を13,459通発付したことにより

完納	5,706人	}	7,427人整理済み
納付約束等	1,721人		
返戻	84人		

- ・勤務先へ給与の支払い状況の照会を5,359人実施したことにより

完納	1,432人	}	1,962人整理済み
納付約束等	530人		
退職等	1,392人		

合計で 9,389人整理済み（完納 7,138人 納付約束等 2,251人）

<今後の予定>

勤務先へ給与照会を行いましたが、いまだ納付のない約2千人のうち、**給与の差押えが可能な方については、順次差押えを行ってまいります。**

（既に実施済み248人）

2 取り組みの成果

- 現時点で期間中(12月・1月)に9億88百万円徴収しました。
- 自動車13台を差押えたことにより、過年度を含む延べ126台分の自動車税を徴収しました。
- 各県税事務所では、催告書の発付に当たり、次のような工夫を行いました。
 - ・催告書を入れる封筒を白色にして朱色で「重要」と記載
 - ・通常の窓あき封筒ではなく、封筒に宛名を直接記載
 - ・催告書に県民だより「自動車税の滞納処分を強化」の記事の写しを同封